

## 茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）の改定（平成 25 年 3 月）後における原子力災害対策指針の改定状況等について

### 1 原子力災害対策指針の改定＜平成 25 年 6 月改定＞

#### （1）緊急時モニタリング等の在り方

- 緊急時モニタリングの実施体制や運用方法等の具体化
  - ・ 緊急時モニタリングの実施体制として、国の統括の下で地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関が、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら連携する体制をとることを記載。
  - ・ 緊急時モニタリングの事前措置として、国は緊急時モニタリングセンターの体制を準備すること、国は要員・資機材の動員計画を作成すること、地方公共団体は国等の協力を受けて緊急時モニタリング計画を定めること等を記載。
  - ・ 発災後の緊急時モニタリングとして、国は緊急事態において速やかに緊急時モニタリング実施計画を策定すること、緊急時モニタリングセンターで緊急時モニタリングを実施すること、緊急時モニタリング結果の解析・評価及び公表を国が一元的に実施すること等を記載。

#### （2）安定ヨウ素剤の配布・服用

- 安定ヨウ素剤の事前配布の方法等の具体化
  - ・ P A Z（施設から 5 km 圏内）においては、地方公共団体が、原則として医師による説明や副作用・アレルギーの事前調査を行う等の適切な方法により、安定ヨウ素剤の事前配布を行うことを記載。その上で、地方公共団体には、緊急時の紛失等に備えて、予備の安定ヨウ素剤を備蓄することが必要であることを記載。
  - ・ P A Z 外においては、地方公共団体は、原則、緊急時に備えて安定ヨウ素剤の備蓄を行うことを記載。ただし、緊急時に迅速な配布が困難と見込まれる等の地域では、P A Z と同様、事前配布も可能である旨を記載。
  - ・ 緊急時の服用については、原則として、原子力規制委員会が判断を行い、その判断に基づき原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することを記載。

## 2 今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題

### ① 原子力災害事前対策の在り方

- ・ 実用発電用原子炉以外の緊急事態区分及びEALの在り方
- ・ IAEAが公表する導出過程に基づく包括的判断基準からのOILの算出、OILの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくOILの設定の在り方
- ・ プルームの影響を考慮したPPAの導入や実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域の範囲

### ② 緊急時モニタリングの在り方

- ・ 中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方、防護措置の実施方策に対応した緊急時モニタリングの在り方

### ③ オフサイトセンターの在り方

- ・ 実用発電用原子炉以外のオフサイトセンターの在り方

### ④ 緊急被ばく医療の在り方

- ・ プルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準の整備、屋内退避等の防護措置との併用の在り方等

### ⑤ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応

- ・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方
- ・ 除染・健康管理等の在り方、特定原子力施設指定を受けたことによるリスク評価等を踏まえた、原子力災害対策上留意すべき事項、町外コミュニティができた場合の災害対策の在り方等

### ⑥ 地域住民との情報共有等の在り方

- ・ 透明性を確保し適切な防災対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定